**SOLAS条約 第III章 第17-1規則にて要求される**

**海上漂流者回収に関する船舶固有の計画書及び手順書作成のためのサンプル書式**

**海上漂流者回収に関する計画書及び手順書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **船　名** | **:** |  |
| **IMO Number** | **:** |  |

**注：: 本計画書及び手順書は「海上漂流者回収に関する計画書及び手順書の作成のための指針」（MSC.1/Circ.1447）に基づく。**

**改訂記録**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **No** | **日付** | **改訂箇所** | **改訂内容** | **署名** |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**目次**

**改訂記録**

**第一部 序文**

1.1 一般

1.2 本文書作成の理由

1.3 本文書の目的

1.4 適用範囲

1.5 関連規則及びガイドライン

1.6 国際安全管理（ISM）コードとの関連

**第二部 作業の心得**

2.1 一般

2.2 計画の必要性

2.3 海上からの回収作業

2.4 安全措置

**第三部 役割及び責任**

3.1 船長の責任

3.2 乗組員の責務

**第四部 能力及び習熟**

4.1 一般

4.2 操練の実施記録

**附属書1**： 想定される状況及び船舶の特徴を考慮したリスク評価

**附属書2**:本船上での回収計画及び手順の記載

**付録**

付録1: MSC.1/Circ.1447「海上漂流者回収に関する計画書及び手順書の作成のための指針」

付録2: MSC.1/Circ.1182/Rev.1「回収技術に関する手引書」（付録2）

付録3: MSC.1/Circ.1185/Rev.1「冷水での生存に関する手引書」（付録3）

付録4: MSC/Circ.810「Ro-Ro客船における救助方法に関する勧告」（付録4）

**第一部 序文**

**1.1 一般**

本計画書及び手順書は、付録1「海上漂流者回収に関する計画書及び手順書の作成のための指針」（MSC.1/Circ.1447）に基づき作成される。

船上での使用が想定される設備のリスク評価は、予想される状態及び船舶の特性を考慮した上で、附属書1に基づき実施される。

回収技術に関する手引書（MSC.1/Circ.1182/Rev.1：付録2）は、海上漂流者の回収方法を設備別に多数例示しており、計画書及び手順書の作成に使用することができる。

上記を含め、本計画書及び手順書の作成の際に参照される関連文書は以下の通り。

.1 MSC.1/Circ.1182/Rev.1「回収技術に関する手引書」（付録2）

.2 MSC.1/Circ.1185/Rev.1「冷水での生存に関する手引書」（付録3）

.3 MSC/Circ.810「Ro-Ro客船における救助方法に関する勧告」（付録4）

**1.2 本文書作成の理由**

本計画書及び手順書は、船長及び乗組員に、海上漂流者回収に関する指針を与えるものである。

SOLAS第III章第17-1規則に基づき、船舶は、本計画書及び手順書を備えなければならない。また、その目的を達成すべく、乗組員は本計画書及び手順書について習熟しなければならない。

**1.3 本文書の目的**

本計画書及び手順書は、効率的な救助・回収作業及び回収作業に従事する乗組員に与える危険性を小さくすることを目的としている。

また、回収計画及び手順は、船側あるいは回収装置を含むその他の構造物への衝突による負傷の危険性を最小にする一方で、漂流者の海上から船上への移動を容易なものとしなければならない。

**1.4 適用範囲**

本計画書及び手順書は、回収作業を要する遭難信号への対応及び海上漂流者の救助作業準備のための指針として用いられる。

**1.5 関連規則及びガイドライン**

**1.5.1 SOLAS第III章「第17-1規則　海上漂流者の回収」**

*IMOにより作成されたガイドラインに基づき、全ての船舶には海上漂流者回収に関する船舶固有の計画書及び手順書を備えなければならない。この計画書及び手順書は、回収目的及び手段に使用される設備が回収作業に従事する乗組員に与える危険性を最小にするものでなければならない。2014年7月1日より前に建造された船舶については、2014年7月1日より後の最初に予定される安全設備の定期的検査もしくは更新検査のいずれか早い方までに本規定に適合することが要求される。*

**1.5.2 「海上漂流者回収に関する計画書及び手順書の作成のための指針」 (MSC.1/Circ.1447)”**

本指針は以下の文書と合わせて参照される。

.1 MSC.1/Circ.1182/Rev.1「回収技術に関する手引書」（付録2）

.2 MSC.1/Circ.1185/Rev.1「冷水での生存に関する手引書」（付録3）

**1.6 国際安全管理（ISM）コードとの関連**

本計画書及び手順書は、ISMコードA部第8項で要求される、緊急事態への準備の一部として考えられるべきである。

**第二部 作業の心得**

**2.1 一般**

回収作業の開始または継続は、SOLAS第III章第17-1規則の規定に従い、回収船の船長の判断によるべきである。

**船上に積載される救命設備及びその他の設備は、通常の使用方法以外であっても、海上漂流者の回収に用いることができる。**

本計画書及び手順書の**附属書1及び附属書2**は、特に本船上で用いられる参考情報及び手順として参照される。

**2.2 計画の必要性**

航海中、突如として遭難中の海上漂流者の回収作業に従事しなければならなくなる場合がある。海上漂流者は同船の乗員乗客の場合もあれば、浸水または火災のため放棄された船あるいは不時着水した飛行機などからの救難信号を受けて救助に向かう場合も想定される。

このような場合、ほとんど或いはまったくの予告なしに、時として多くの人命を救うよう、迫られることとなる。そしてその時、その命を救えるか否かは、救助に向かう乗組員の手にかかっている。

世界各地、特に陸上からの捜索救助（SAR）施設の範囲外にあたる地域にあっては、自分が海上漂流者の元に到着する最初の――そして唯一の――レスキュー隊となる可能性がある。それが重大事故であれば、たとえ本船上で特に任務が与えられていたとしても、救助活動で重要な役割を果たさなければならなくなる。海上漂流者の回収に迫られた時、その成否は乗組員自身の能力と船舶の性能にかかっている。人命救助のためには、個々のケースに合わせた方法を策定しなければならない。しかし、安全かつ効率的な救助活動のためには、まず一般的事項について考慮する必要がある。

**2.3 海上からの回収作業**

回収作業にあたり、乗組員は本計画書及び手順書の附属書2に規定される手順を参照すること。

**附属書2**には、船舶及び乗組員に過度の危険を生じさせることなく実施可能な回収作業にあたり、予想される事態について、少なくとも以下を考慮し、明記する。

.1 船舶の操縦性

.2 船舶の乾舷

.3 船舶において負傷者を回収できる位置

.4 回収作業において使用を想定される設備の仕様及び制限

.5 動員できる乗組員及び使用可能な個人用防護具（PPE）

.6 風力、方向及び水しぶき

.7 有義波高（Hs）

.8 波の周期

.9 うねり

.10 航行の安全

回収手順は、実行可能な範囲で、漂流者を水平あるいは水平に近い（“デッキチェアー”）状態で行わなければならない。垂直な状態での回収は、体温の低下した被回収者の心停止の危険性が考えられるため、可能な限り避けること（冷水での生存に関する手引書（MSC.1/Circ1185/Rev.1）を参照）。

海上からの漂流者回収の際には照明が必要である。光源及び（必要な場合）動力源は、回収作業が実施される区域において使用可能なものでなければならない。

**2.4 安全措置**

回収作業は、船舶のプロペラから離れた位置で、かつ可能な限り船体中央部の平行区域内において実施すること。

専用の回収設備がある場合は、一人当たりの重量を82.5kgとして、収容可能な最大人数を明示しなければならない。

船長は附属書2に記載される必要な安全措置をとらなければならない。

**第三部 役割及び責任**

**3.1 船長の責任**

**回収作業の開始または継続は、SOLAS第III章第17‐1規則の規定に従い、回収船の船長の判断によるべきである。**

救助船の使用は、状況に応じて船長が判断するべきである。想定できる状況については、附属書1及び2を参照すること。

船舶、乗組員及び被回収者に過度の危険を生じさせずに回収作業を実行及び完了することが不可能と考えられる場合があるが、その判断は回収船の船長のみに委ねられるものとする。

船長は回収作業に伴う非常時の対応について、計画を立て、操練を実施しなければならない。

**3.2 乗組員の責務**

回収作業の担当者及び回収作業中の船舶運航に携わる者を定めるなど、漂流者回収に伴う作業を明確化し、各乗組員に担当させること。

詳細は**附属書2**を参照すること。

**第四部 能力及び習熟**

**4.1 一般**

操練を実施する場合は、乗組員が漂流者回収計画書及び手順書並びに設備について確実に習熟できるものにしなければならない。当該操練は、定期的な救助訓練と合わせて実施できる。その場合は関連書類に記録を残さなければならない。

**4.2 操練の実施記録**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **日付** | **氏名** | **等級** | **署名** | **特記事項** | **確認** |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**附属書1**

**想定される状況及び船舶の特徴を考慮したリスク評価**

**附属書2**

**本船上での回収計画及び手順の記載**